

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 泉谷 徹

論 文 題 目 学校と地域の協働を基盤とした消費者教育に関する
研究

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 河野明日香

委 員 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 辻浩

委 員 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 石井拓児

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

本研究は、学校教育における協働による消費者教育がいかに展開したかについて考察し、その現状と課題を明らかにするとともに、学校教育での協働による消費者教育の理論化と実践の検討を通じて消費者教育のあり方を考察することを目的としたものである。特に、協働の過程における学びを通じて外部講師と教員に変化がもたらされるだけでなく、学校に対する変化を促す契機の解明を目指した。研究方法では、教員、外部講師、消費者教育コーディネーターの役割について考察し、高校家庭科の授業について教員、外部講師、生徒に対するアンケート調査を行い、学校教育における協働による消費者教育の展開を検討した。本論文の構成と概要は以下の通りである。

序章では、学校教育における協働による消費者教育に対する課題意識や研究目的、研究方法及び先行研究の検討を行った。ここでは、先行研究の分析をもとに消費者教育の教育領域での理論化が可能であることを提示している。さらに、教科・科目における専門家間の協働と従来の協働の概念との重なり合いの程度を明らかにし、消費者の自立などを含めた家庭科授業での消費者教育における課題が示されている。

第 1 章では、消費者運動における消費者の位置づけの変遷とともに消費者教育の時代区分の整理がなされている。個人と社会の 2 つの視点の間で揺れる消費者教育の姿が指摘され、消費者市民社会における消費者教育の視点が挙げられている。消費者運動の教育機能に関しては、教育福祉の概念をもとに分析を行い、教育領域からの理論化が試みられている。具体的には、情報を取捨選択する能力とそれを支える社会の実現を目指した社会運動としての消費者教育との関係のなかで、新たな機能としての消費者教育型消費者運動が提案されており、消費者運動における消費者教育が新しい消費者団体の使命であることが明示された。

第 2 章では、社会に開かれた教育課程における協働について検討している。外部講師、学校教員の双方がお互いの立場や状況を尊重し、よりよい消費者教育の構築に向けて地域と学校が協働することが教育での住民自治を追求する実践となっていると評価している。教科・科目においては、教員と外部講師が共通の目標を持ち、対等な精神で授業をつくる過程で学び合い、育ち合うことで教員と外部講師が双方に刺激し合い、ともに変わりうることが指摘されている。協働における対等性に関しては、客観的事実と主観的事実に分けて考える必要があり、教員や外部講師の立場、相互の関係性などの客観的事実の非対称性の是正は求められていないことを挙げ、学校の教科教育における協働の範疇を明らかにした。

第 3 章では、協働による家庭科の授業実践について、生徒に対するアンケート調査を通じて分析を行っている。教員と外部講師が協働し作成した指導案が生徒の知識吸収に役立つだけでなく、外部講師の説明を新鮮な情報と捉え、多くの情報の中から必要な情報を活用するという点で生徒が意思決定能力を発展させ、消費者としての行動にも良い影響を与えるということが生徒のアンケート結果をもとに明らかになった。

第 4 章では、コロナ禍での ICT を活用した実践が取り上げられており、外部講師が教壇に立たない新たな形の協働による消費者教育について分析がなされている。ここでは外部講師の知見を取り入れた地域の実情に合った消費者教育を学校で実践することの重要性が示されている。さらに、外部講師の位置づけは授業を補充するという教員の従属的な役割から、専門性を持った地域社会の一員として独立性を有した役割へ変化すべきである点が指摘された。授業の分析の結果、外部講師との協働による消費者教育の授業から教員への刺激が表れている実践が示されている。そして、この刺激の継続が学校を変えていく力となると考察している。

第 5 章では、他地域における協働を軸とした消費者教育の状況について検討を行った。本章では、消費者教育現場で曖昧に使用されることが少なくない協働の概念を明確にし、専門家間の効果的な協働による消費者教育の実践の展開には学校と地域の協働を基盤とした消費者教育の理論

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

化が必要であることを論じた。さらに、外部講師アンケートの結果により、地域の消費者教育の担い手である外部講師が直面する課題を明示した。特に、外部講師の学校教育への理解を妨げている原因として、ノンフォーマル教育の担い手である外部講師に社会教育の視点が欠如していることを提示した。

第 6 章では、地域と学校をつなぐ消費者教育コーディネーターの役割について、その育成や研修の点から検討を行った。消費者教育コーディネーターの役割で求められることとして、授業を滞りなく実施することだけでなく、外部講師が学校教育現場で協働することの意義を教員及び外部講師に意識させ、社会に開かれた教育課程での学校に変化を促すきっかけとなる刺激を与えることである点を明らかにした。

終章では、学校教育における消費者教育での協働は専門家間の協働によるものであり、学習を基盤とした協働論とは共通の目的を持つ異なる立場の当事者が非対称性を前提としながら、学習による関係性の是正を通じて共通課題の解決を目指すものであることを指摘した。専門家間での協働では一連の学習を広く捉える必要があること、課題解決は直面している課題だけでなく課題を生み出す体制等の解決を含むものであり、協働の過程による関係変化は当事者間にとどまらず体制にも変化が及ぶ契機となりうることを指摘した。学校教育における消費者教育などの教科・科目での協働は、共通の目的を持つ異なる立場の学校と地域の専門家が客観的な非対称性を前提としつつ、直面している課題解決につながる手法を持ち寄ることで地域に即した授業をつくることに特色がある。その過程を通じて教員と外部講師が学び合い、育ち合い、ともに変わることによって、学校を変えるきっかけとなる可能性を含んでいる。このような教科・科目における協働の理解を前提として、消費者団体の活動や自治体の規模、消費者行政の体制といった地域の特性を踏まえ、地域に根差した協働による消費者教育を学校において展開すべきであると考察した。

本論文の独自性と成果として特筆すべきは以下の諸点である。

- ① いまだ研究蓄積が十分でない教育学領域における消費者教育を取り上げ、学校と地域社会の協働に焦点を当てた課題設定を行い、実証的に検討を行ったこと。消費者教育のみならず、消費者運動や各期における消費者の位置づけ、社会状況を踏まえ消費者教育の歴史的展開を総括して考察するなど、俯瞰的に消費者教育を捉えようとしている点に特色がある。
- ② 高校家庭科の授業での消費者教育について、生徒、教員、外部講師、消費者教育コーディネーターという多角的な観点をを用い、調査結果をもとに丹念に分析を行うという手法に独創性があること。
- ③ 学校と地域が協働することの意義について、地方自治、法的性質、社会教育、チーム理論といった視点から概念整理を行い、消費者教育の実践から新たな示唆を提示したこと。本論文では、学校教育における消費者教育などでの教科・科目での協働は、教員と地域の専門家が地域に根差した授業を展開する過程で学び合い、育ち合い、ともに変わっていくことに通じていると述べられている。そして、協働による実践を通じて地域と学校が結びつき、学校に変化をもたらさうという点に意義があることが指摘されている。

一方、本論文に対して、審査委員からは次のような質問と指摘がなされた。

- ① 本論文で、教員と外部講師の協働における対等性について「客観的、主観的」という点が指摘されているが、その間に「主体的」があると考えられる。教員と外部講師の主体性というところに変化が表れ、それをもとに関係性を是正するという考え方ができるのではないか。
- ② 従来の消費者行政は高齢者を対象とすると述べられているが、消費者教育や消費者運動では女性が対象となってきた。高齢者を対象とするというのは事実と反しているのではないか。

論文審査の結果の要旨

- ③ 教科・科目での協働を論じた部分は抽象度が高く書かれている。本論文で行ったことに即して、例えば家庭科の単元など挙げながら具体的に協働について説明してほしい。
- ④ 論文題目にある学校と地域の協働について、地域というとスポーツ少年団や子ども食堂など、それほど専門性がない、生活者という感覚で地域を捉えることが多いのではないか。本論文では、弁護士などの専門家の外部講師を地域とし、学校と地域の協働としている点に違和感がある。
- ⑤ 消費者教育自体は重要なテーマ設定であるが、蓄積がなく教育学研究における十分な位置づけがなされていない分野である。本論文も教育学的位置づけが曖昧な点がある。学校での消費者教育そのものは単体でおかれるものではなく、普通教育の一環として行われるもので、消費者教育だけでなく環境教育や主権者教育などを通じて議論すべきである。消費者教育だけを取り上げ、批判しているだけでは教育学的には不十分である。
- ⑥ 消費者教育の全体像を示してほしかった。例えば、消費者教育における基礎的な知識とは何か。本論文では第3章と第4章で関連が議論されているが、何を狙いにしている教育なのかの説明が不明である。消費者教育を通じ、子どもたちにつたえたい知識は何かなどの構造をきちんと示す必要がある。これがないまま授業実践を論じているため、この実践が何を狙いとしたものかがわからなかった。
- ⑦ 消費者の権利、消費者行政についても本論文で触れる必要がある。
- ⑧ 論文全体として、消費者教育の系統性や関連性の議論がほしかった。消費者教育は小学校から高校の積み上げであり、家庭科だけにとどまった議論ではいけないのではないか。体育や理科、国語などさまざまな科目との関連性、小学校から高校といった系統性の議論が必要である。関連する課題として、受験科目一辺倒になり、消費者教育がそぎ落とされるという点が考えられ、本論文ではこれを指摘すべきだったのではないか。
- ⑨ 現在小林製薬事件が起きているが、これはまさに消費者教育に関連するものではないか。本論文を踏まえてこの事件への見解はどういったものか。
- ⑩ 学校教育における消費者教育について、高校生を主な対象としたのはなぜか。長期的視点では、幼児から成人までそれぞれの発達段階に合った消費者教育を早期から行っていくことも有効であると思われるが、なぜ高校生にしたのか。
- ⑪ 本論で議論されている外部講師の苦悩の部分で、外部講師に社会教育の視点が欠如していることが指摘されているが、ここでの「社会教育の視点」とは具体的にどのような視点か。

博士学位請求者はこれらの質疑に対して具体的に応答した。また指摘や本研究の課題についてもよく認識しており、応答は妥当なものであった。以上を総合して、本論文は新たな学問的視点と知見を提供するものと認められた。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を「博士（教育学）」の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。

以上